○津山圏域資源循環施設組合職員の給与に関する条例

平成２７年２月２０日
津山圏域資源循環施設組合条例第３号

（目的）

第１条　この条例は、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２４条第５項の規定に基づき、津山圏域資源循環施設組合職員定数条例（平成２１年津山圏域資源循環施設組合条例第３号）第２条に定める職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

（給与）

第２条　職員の給与については、津山市職員の給与に関する条例（昭和２７年津山市条例第１３号）を準用する。

２　前項の規定にかかわらず、津山圏域資源循環施設組合規約（平成２１年岡山県指令市第１号）第２条の市町から組合に派遣された職員には、当該職員の派遣をした市町の定める給与に関する条例（当該条例の規定に基づき定められた規則及び規程を含む。）によるものとする。

（委任）

第３条　この条例に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

付　　則

この条例は、公布の日から施行する。

付　　則（令和５年１１月２１日条例第８号）

この条例は、公布の日から施行する。